

税の分野でも社会保障・税番号制度が導入されます



社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成 27 年 10 月から、個人番号・法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。国税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号（マイナンバー）・法人番号を記載することになります。

個人番号・法人番号の通知

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から住民票の住所に通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

個人番号の利用範囲は、番号法に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務などに限定されています。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から登記上の所在地に通知されます（法人の支店・事業所等や個人事業者には指定されません）。法人番号は、個人番号と異なり、原則としてインターネット上で公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

税務関係書類への番号記載時期

申告書や法定調書などを提出する方は、次のとおり税務関係書類に個人番号や法人番号を記載する必要があります。

	記載対象	一般的な場合
所得税	平成 28 年 1 月 1 日の属する年分以降の申告書から	(平成 28 年分の場合) 平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで
法人税	平成 28 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成 28 年 12 月末決算の場合) 平成 29 年 2 月 28 日まで
法定調書	平成 28 年 1 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注）	(例) 平成 28 年分給与所得の源泉徴収票、平成 28 年分特定口座年間取引報告書⇒平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

個人番号の提供を受ける際は、成りすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられています。

したがって、個人番号が記載された申告書や法定調書などを税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認をさせていただくこととなります。また、法定調書提出義務者の方が法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける方から個人番号の提供を受ける際には、本人確認をしていただく必要があります。

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳細

国税に関する社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。

なお、当ページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度」のバナーからアクセスすることができます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp —

